

ハロ・ハロ・ガーデン

HELLO<sup>2</sup>

GARDEN

公嘱

目次

これからの公嘱協会のありかた  
新年賀詞交歓会

第1回研修会報告  
婚外子相続分差別違憲決定と公共嘱託登記  
ティータイム  
協同組合広告  
協会取り扱い事件納品状況一覧

／森越 憲一…………… 1  
／清家 鉄平…………… 3  
／工藤麻由美…………… 4  
／渡邊 央…………… 5  
／田口真一郎…………… 6  
／新井 基…………… 7  
…………… 8

2014年 第124号

(平成26年2月発行)

東京都新宿区本塩町9番地3 ☎03-3359-3345 (代表)  
発行所 公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会  
発行人 岡野直史  
ホームページ (<http://www.tokyo-koshoku.or.jp/>)

## これからの公嘱協会のありかた

専務理事 森越 憲一

昨年4月1日より、当協会は公益社団法人として新たなスタートを切ることになり、年始の理事会・賀詞交歓会を経て、我々は認定後始めてとなる定時総会の準備に入りました。公益社団として当協会がなすべき公益活動とは何か、という課題を念頭に置きながら、総会に向けての準備を鋭意行っているところです。

### 1. これからの公共嘱託登記受託事業について

当協会は嘱託登記も受託することで公共事業の推進を支援し、もって社会に広く貢献することを目的とする司法書士の集まりです。独立した司法書士各人が1つの大きな事業を通じて連携し、専門的知識を共有・深化させながら、司法書士制度の発展を推進していくことも、協会に課せられた使命と確信しています。しかし、このような高邁な理想も、官公署から発注される具体的な仕事があってこそ実現できるわけで



あります。

近年、公共事業は入札が主流となってきました。残念ながら、これまではダンピングとしかいいようのない採算を度外視した落札価格が、司法書士法人や土地家屋調査士法人を中心に散

見されていましたが、そうした無理な価格設定を行ってきたところも、そろそろ息切れを起してきたかのように感じております。正常な入札環境の実現が待たれます。

当協会は年末年始にかけて、土地家屋調査士の公嘱協会と連携し、UR関連の再開発事業における入札に参加しました。開札結果は残念な結果に終わりましたが、これからも土地家屋調査士の公嘱協会と協力し、積極的な入札参加を行っていく所存です。

## 2. 登記業務における新人司法書士の育成について

簡裁訴訟代理業務・成年後見業務等、ここ十数年、司法書士の職域は大きく拡大してきました。我々の職域が広がることは市民の権利実現のためにも喜ばしいことであり、今後も期待するところではあります。しかし職域が拡大した反面、本来業務たる登記への関心が以前ほど高くないような気がします。平成16年の不動産登記法の改正、17年の新会社法施行と、我々の業務に著しい変革をせまる大きな法改正を経てきました。つぎは債権法を中心とした民法の改正が予定されています。法律家として、新しい法理論を習得することも大切ですが、実務的な視点に立ってこそ、市民の力になることができます。しかしながら現状は、新人司法書士にとって、登記実務に直結した研修会等、新しい実務を研鑽する場が少ないと実感しています。

そこで、新人司法書士が登記業務に邁進できる環境を今後、当協会が積極的に創っていきます。具体的には、開業間もない新人を中心としたゼミ形式の研修会の開催であり、具体的な登記業務に対処するための研修の場を開設する予定です。ゼミ形式の研修会は今年の春くらいから相続・立会業務を中心に、複数回のシリーズもので開催予定です。ゼミの講師には、開業10年弱の若手の社員を中心にします。参加される新人の方々には、依頼者のために役に立ったと

実感できるような、実務に直結した研修内容にしたいと思っています。現在、この研修のための委員会を立ち上げ、充実したプログラムを練っているところです。

## 3. 登記のシンクタンクとしての公嘱協会

今後、当協会は、広く会員の皆様に登記に関する情報を提供していきたいと考えているところです。嘱託登記を主軸とする当協会ならではの企画として、現在、区画整理や再開発事業に伴う登記のマニュアルを作成中です。

嘱託登記に限らず多くの関係者の日常業務にも資する活動として、今までも当協会のホームページ上で、『担保権者の行方は?』と題し、担保権の抹消登記に必要な金融機関の変遷情報等を提供してきました。大手金融機関については申請書の記載例もアップしております。その他、年2回ほど開催を予定している当協会の研修会は、そのとき一番旬な登記に関するトピックスを取り上げるよう、企画の段階で心がけています。最近では、みずほグループの再編合併に係る登記と、数次相続の登記についての研修会を開催しました。

今後とも、登記のシンクタンクとしての当協会の活動にも、期待して頂ければと思います。

## 4. 最後に

公益法人として当協会がなすべき公益活動とは何か、という問いかけは続きます。嘱託登記の場における広範な活動もさることながら、公益認定によって我々は未知の領域、新たなチャンスを獲得したはずです。相続や遺言といった市民向け公開講座の開催や、被災地への支援、被災者に対する相談員の派遣も引き続き行っていく所存ですが、28年の活動実績を経た当協会ではなければできない独自の活動を、執行部一同、これからも探究していきたいと考えています。今年も当協会の活動を応援して下さい。よろしくお願いいたします。

# 新年賀詞交歓会

文章 町田地区 清家 鉄平  
写真 港地区 工藤麻由美

平成26年1月10日(金)、女性会員の晴れ着が一層の彩りを添え、華やいだ空気の中、明治記念館2階「富士の間」において、東京司法書士五団体(東京司法書士会、東京司法書士政治連盟、公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会、東京司法書士協同組合、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部)共催による平成26年新年賀詞交歓会が盛大に開催されました。

初めに主催五団体を代表して、東京司法書士会の清家亮三会長より挨拶がありました。正直私は気が気ではありませんでした、何しろ会長は父親です。前々日、年寄りの冷や水でふくらはぎ肉離れをやって、人の手を借りないと壇上に立つこともできない状態でしたので、壇上で転びはしないかと…。

続いてご来賓の東京法務局長石田一宏様、東京地方裁判所所長小池様代理民事第二所長代行白井幸夫様からすばらしいご祝辞を頂きました。

その後、おそろいのハッピーを着用した五団体の長による、新年を寿ぐ、恒例の鏡開きが行われました。その小槌振り下ろされた瞬間、『カーン』という乾いた音が場内に響き渡りました。その音色で参集の皆様、華やいだ気分になりました。

いよいよ、東京司法書士会牧野忠明相談役の乾杯の音頭を皮切りに、交歓会の幕は開かれました。例年通り、旧知の方々に年頭の挨拶をされる会員の皆様、新しい方にお会いしたのか、名刺交換をされる会員の皆様の見慣れた景色をファインダーに納めました。

2020年のオリンピックも東京に決まり、何となくいい1年の始まりを予感させるせいか、例年以上に会話が弾み、会場は活気に満ちていたような気がしました。

皆様が歓談をしている間、壇上では中山弘子新宿区長、齋木賢二日本司法書士連合会会長を始め、多くの来賓の方々から、ご祝辞をいただきました。

いよいよ、公嘱協会の顧問をされている、東村邦浩先生と早坂義弘先生の出番になりました。

この時間帯になると、会場はざわつき、なかなか来賓の話聞く状態ではなくなるのですが、さすがは、東村先生と早坂先生です。破顔一笑、スピーチを始めると、会場は俄に静かになり、皆様先生の話に聞き入っていました。

先生の公嘱協会に対する思いがヒシヒシと伝わる、素晴らしいスピーチでした。当協会の岡



野理事長初め執行部の方々には、神妙な面持ちで先生のスピーチに聞き入っていました。その様子は、私には『東村先生と早坂先生と一緒に本年も全力を尽くす』という覚悟の表れのように見えました。東村先生、早坂先生、今後ともよろしくお願いします。

現在私は、公嘱協会の機関誌、『ハロハロガーデン』の編集長を仰せつかっています。賀詞交歓会取材も今年で四回目です。この取材も交代により最後になると思うと、少し名残惜しいような気がします。

しかし、あの一年目の衝撃と感動を、ぜひ後進にも味わって欲しいと思っています。何しろ、テレビでしか拝見したことのない高名な政治家の先生方々が、目の前で祝辞をのべられるわけですから、いやが上にも、興奮せざるを得ませんでした。

私が経験した衝撃と感動を、次に続く公嘱のホープ達にもぜひ味わって欲しいと思っています。

# 【研修報告(権利承継と登記)】

常任理事 渡邊 央



いました。業務に直結する内容であり、参加者たちの真剣な表情が印象的でした。前提知識の整理から始まり、実務にそった解説をいただきました。

参加者は188名、会場には熱気があふれました。研修会後の参加者アンケートでは、内容が難しかったなど率直な意見もあり、後日資料を読み直し勉強したいという熱心な方もいました。

平成25年11月25日(金)午後6時より、司法書士会館地下1階日司連ホールにて『権利承継と登記(金融機関の変遷、数次相続)』と題して、研修会を開催しました。講師は、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会会長の山田猛司先生です。

今回の研修会は、参加希望者が多く、定員超過のためお断りした方が多かったことと、実際の研修内容が好評だったことから、後日、研修会を再演することに決まりました。

数次相続については、最終相続人が一人である場合の具体的事例について問題点、解決策について検討しました。従前可能であった取り扱いが現在では不可能との結論に至った事例であり、非常に興味深い内容でした。

金融機関の変遷については、平成25年7月のみずほ銀行の合併というフレッシュな題材を扱



# 婚外子相続分差別違憲決定と公共嘱託登記

田無地区 田口 真一郎

## 1. はじめに

マスコミでも大きく取り上げられていましたが、平成25年9月4日に、最高裁判所大法廷において、婚外子の法定相続分割を婚内子の2分の1とする民法の規定を違憲とする決定がありました。これを受けて、同年12月5日には臨時国会で民法の改正案が成立し、同月11日から施行されています。本稿では、この最高裁決定及び改正法の概要と、公共嘱託登記への影響について、ご紹介します。

## 2. 最高裁決定の概要。

人が亡くなり、相続が発生した場合、遺産を誰がどのような割合で受け継ぐかは、民法により定まるのが原則です。この割合を「法定相続分」といいます。従来、被相続人に婚内子（嫡出子）と婚外子（非嫡出子）とがいた場合、婚外子の法定相続分は、婚内子の2分の1とされてきました（改正前民法900条4号ただし書）。例えば、被相続人が3,000万円の財産を遺して死亡したとすると、婚内子は2,000万円相当を相続できるのに対し、婚外子は1,000万円相当しか相続できないこととなります。この規定が、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項の定める「法の下での平等」に違反しており、無効である（両者を平等に取り扱うべき）としたのが、冒頭の最高裁決定ということになります。

## 3. 改正民法の概要

以上に対して、改正後の民法は、平成25年9月5日以降に生じた相続について適用され、婚内子と婚外子とが平等に取り扱われるとされています（同改正附則第2項）。

なお、改正法でカバーされてない、平成13年7月1日から平成25年9月4日までに生じた相続についても、最高裁決定に従い、両者は平等に取り扱われます。もっとも、同期間中に旧法に基づいて遺産分割が成立するなど、既に権利関係が確定的なものとなっている場合には、その効力が覆ることはありませんので、注意が必要です。

## 4. 公共嘱託登記への影響

相続が開始すると、不動産その他の個々の相続財産は、遺産分割が行われるまでの間、相続人が相続分に応じて共有することになります。

この状態を一般に「遺産共有」とよんでいます。その後に遺産分割があると、遺産共有はさかのぼって解消され、個々の財産は分割を受けた相続人に帰属することになります。

登記手続上もこれを反映して、遺産共有の段階では相続分に応じた共有の登記を申請できませんし、遺産分割後は被相続人から直接に分割を受けた相続人への登記を申請できる取扱いになっています（法務省・昭和19年10月19日民事甲第692号民事局長通達等）。

実際には、遺産分割を待つ最終的な不動産取得者に直接相続登記を行うのが大多数ですが、例外的に、遺産共有の登記がされる場合があります。その一例として「代位による（相続）登記」を挙げることができます。例えば、公共団体等が開発用地を買収する前提として、売主に代位して当該用地の相続登記を行う場合や、税滞納者への差押登記をする前提として、滞納者に代位して目的不動産の滞納者への相続登記をする場合がこれに当たります。公共団体側としては、個人の家庭内で遺産分割や相続放棄がされたかどうかを知ることは困難であり、法定相続分による相続登記をせざるを得ないわけです。

したがって、今回の最高裁決定との関係では、平成13年7月以降に登記名義人が死亡し、平成25年9月4日以前に旧法に基づく法定相続分で代位による相続登記をしていた場合、同決定をはさんで、その登記が一部無効となってしまう、という問題が生じることとなります（登記によって、権利関係が確定的となるわけではありません）。

無効な登記の是正方法としては、不動産登記手続上、婚内子及び婚外子の共同申請により、両者の持分を更正しなければならなくなりますが、相続登記の代位者（公共団体等）が当然にこの申請を代位できるわけではなく、困難が予想されます。

## 5. おわりに

婚外子の相続分が増加したことを受けて、与党・政府では、法律婚を保護する方向での更なる法改正が検討されているようです。相続の制度の根幹にかかわる改正であり、注視していく必要があります。



## ティータイム

### 昨日、今日、そして明日へ…

杉並地区 新井 基

昨年 of 終わり頃から、世界に名だたる往年のトッププレイヤーがここぞとばかりに来日している——と言っても、スポーツ選手って訳じゃないです。

ポール・マッカートニーから始まり、ボン・ジョビ、エリック・クラプトン、ジェフ・ベック、ディープ・パープル、そんでってローリング・ストーンズ、とどめにボブ・ディランと来たもんだ！（あ、TOTOも来る……）

これら“名だたるロックミュージシャン連続来日現象”は、私にとってはまるである高齢者を狙う「次々販売」なる悪徳商法のようなものでして……、なんとか、厳選してボン・ジョビ、ローリング・ストーンズ、ボブ・ディランをチョイスした次第です。

若い方々、あまりロックに興味のない方々には、「なんじゃ、そりゃ??」ってなところかもしれませんが、私のような音楽バカ（ロックバカ）には、イカンともしがたい事態になつてくるわけです。

思い起こせば15歳、初めてギターに触り、唯一今でも続けているのが、まばたきと呼吸とギター——。ロックスターになる夢も破れ、気が付いたら司法書士などというロックとは対極の職業についていますが、今でもロック魂は健在！のつもりです……。

でもね、司法書士がロックと対極だなんて言うのは、ある意味イメージの問題かな？と思うわけです（自分で言っただけなんですけど……）。司法書士、弁護士、税理士——。“士業＝堅いお仕事”という公式があると思うんですけど、ある意味、法律を司る職業というのは、今ある法律、体制に対し、抗うことのできる職能でもあると考えるわけです……。

おっ！ちょっとロックに近づいてきましたね～。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、ロックっていうのも結構、社会、体制に抗ってきた歴史があるんです。

最近のロックは愛だの恋だの友情だの——あと、親に感謝？とかばかりが目につきますけど——やっぱり、ロックの真髄は、自分たちの生きる社会を自分たちの手で良くして行こう！ってところですね。そんな理由で私、昨年から東京司法書士会の理事になりました。まずは、己が身を置く司法書士会というものの内部に入り込み、中から変えていこう！という気概です。昨年の選挙で私に清き1票を入れていただいた方々、本当にありがとうございました。感謝の言葉もありません。この場を借りてお礼申し上げます。

ただ、理事になって初めて分かったのですが、まだ平理事なので、理事会にしか出席できないわけで、理事会に上程される議題って結構淡々としているんですよ、ある程度常任理事会で採まれた（？）ものが出てきて、予定調和じゃないけど、理事会の承認ありき？みたいな……。まあ、常任理事会で採まれてるはずなんでそれなりにキッチリしたものがほとんどですけど……

（甘いヤツもあります。そんなとき、私、異議出してます！）。ここは、やはり揉む立場の常任理事なりを目指していかんかな～なんて思うわけです。と、あまり理事会の話の話をここで書くと、「オイオイ！」ってなことにもなりかねないんで、上記はあくまで1年生理事の私見ということによりしく願います。

最近、毎年2～3回、町の小さなライブハウスで仲間内との企画物でライブやっています（バンドではギターボーカルやっています）。最近思うんです。ロックスターにならなくて良かったなあ～、と。なんでも仕事にすると多分辛くなるんじゃないかな、と……。今のように趣味の範囲で、おもしろおかしくライブ（もちろん演奏は本気です！）やって、打ち上げで夜中まで浴びるように飲んで、「じゃ、また次回！」と叫んで、家路につく。今の私の生きがいです。

15歳になる娘は私のバックで現在ドラムを叩いています。現会長は親子でランナーを楽しまれているようで……。私は、自慢の赤いギターをかき鳴らしながら親子でバンドを楽しむつもりです。娘が付き合い続けてくれれば……の話ですが（汗）

皆様のお仕事をお手伝いいたします。

### 金融・保険事業

司法書士総合補償制度  
業務用印紙・現金・小切手等補償制度  
事業資金貸付制度  
小規模企業共済制度  
中小企業退職金共済制度  
各種保険の紹介、ローンの斡旋

### 労働保険 事務組合事業

雇用保険・労災保険事務  
事業主の特別加入  
保険料の分割納付  
労働保険研修会開催

### 教育情報事業

司法書士手帳の発刊  
公式サイトによる情報提供  
教育情報誌の編集・出版  
組合ニュースの発刊  
講習会の開催

# 東京司法書士 協同組合

### 福利厚生事業

福利厚生制度  
(ホテル・レジャー施設等提携)  
レクリエーションの企画  
百貨店・特約店の提携  
TDLとの提携・人間ドック補助

### ネットワーク事業

インターネットによる  
情報提供  
メルマガ無料配信  
先例検索・目的辞書

### 共同購買事業

業務用必需品  
登記関連用紙  
書籍・司法書士向ソフト  
ギフト・オフィス用品  
切手・印紙類

お手伝いします。  
お気軽にお問い合わせください。



労働保険事務組合

## 東京司法書士協同組合

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館2階

Tel 03-3359-0967 Fax 03-3353-8366

<http://www.tsknet.jp/>

■本協会取扱い事件納品状況一覧（平成25年4月1日～平成25年12月31日）

発注機関名	受託の概要	件数
東京都住宅供給公社	賃借権登記の抹消	25
	分譲住宅の所有権移転登記及び抵当権抹消	
東京都第三建設事務所	公共嘱託登記に係る権利関係調査等業務	一式
練馬区	狹隘道路拡幅整備に伴う所有権移転登記業務	8
調布市	狹隘道路拡幅整備に伴う所有権移転及び表示変更等登記並びに抵当権抹消登記業務	62
府中市	狹隘道路拡幅整備に伴う所有権移転登記業務	79
	狹隘道路拡幅整備に伴う所有権移転登記並びに抵当権抹消登記業務	
	法定外公共物の権利保全のための所有権保存登記業務	
国分寺市	国分寺駅北口地区都市再開発法第90条登記業務	一式
武蔵野市	所有権保存登記及び所有権移転登記業務	2
合計		176



■編集後記

新年明けましておめでとうございます（少し遅いかもかもしれませんが…（笑））。町田支部の清家鉄平です。今年もハロ・ハロ・ガーデンをご愛読よろしくお祈いします。

さて、1月某日にQVCマリンフィールド（以下、千葉マリスタジアム）で草野球の試合をしました。プロ野球が実際に開催されている球場はやっぱり設備がすごかったですね。一番印象に残っているのは、ベンチが暖かかったことです。座ると暖かいんですよ。ほんとに。

ただ、一つ残念なことは、風が全然吹いてなかった……。私の千葉マリスタジアムの印象はやっぱり半端ない強風が吹いているというものだったんですが（主に「パワプロ」の知識）、その日はなんとほぼ無風…

今度は、強風が吹いてる中、千葉マリスタジアムで試合がしたいですね。

（清家 鉄平）

